

装装保第4243号
令和5年3月14日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

中央調達及び防衛装備庁の地方調達における装備品等及び役務の
調達に係る情報セキュリティの確保のための措置に関する実施要
領について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に
ついて（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第10項の規定に基づ
き、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

中央調達及び防衛装備庁の地方調達における装備品等及び役務
の調達に係る情報セキュリティの確保のための措置に関する実
施要領

1 目的

この実施要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「確保通達」という。）第10項の規定に基づき、中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第3条に規定する中央調達をいう。）及び防衛装備庁の地方調達（調達実施訓令第5条の2に規定する地方調達をいう。）における装備品等及び役務の調達に係る情報セキュリティの確保のための措置の要領について定めることを目的とする。

2 意義

この実施要領における用語の意義は、確保通達に定めるところによる。

3 監査官の指定

- (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装保第4208号。令和5年3月14日。以下「細部通知」という。）第3項第2号の監査官は、必要に応じて監査の対象となる事業所、工場その他の関係場所を管轄する地方防衛局調達部長等（北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、近畿中部防衛局東海防衛支局長、九州防衛局長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。以下同じ。）と調整の上、指定するものとする。
- (2) 監査官は、監査に必要な資料を契約担当官等に要求することができるものとする。

4 取扱者名簿

契約担当官等は、細部通知第4項第3号の規定による確認を行った場合は、別記様式第1を基準として、その結果を防衛関連企業に通知するとともに、その写しを担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等に送付するものと

する。

5 保護すべき情報の交付の確認

- (1) 確保通達第5項第1号の規定により保護すべき情報のリスト等を交付した装備品等及び役務の調達に関係する職員(以下「関係職員」という。)は、当該保護すべき情報のリスト等に記載された文書又はデータファイルを防衛関連企業が受領したことを確認するものとする。
- (2) 関係職員は、前号の文書又はデータファイルを防衛関連企業が受領した旨を契約担当官等に通知するものとする。
- (3) 契約担当官等は、前号の規定による通知の内容を担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等に通知するものとする。

6 保護すべき情報の下請負者の取扱い申請及び承認

- (1) 契約担当官等は、防衛関連企業が特約条項第4条第2項の規定により申請するときは、防衛関連企業に対し、別記様式第2を基準として、細部通知第6項の情報セキュリティ対策実施確認書により確認した内容を添付し、担当の監査官を経由して申請するよう求めるものとする。
- (2) 前号の規定による経由を受けた監査官は、防衛関連企業が情報セキュリティ対策実施確認書により確認した内容を点検の上、下請負者に保護すべき情報を取り扱わせることについての可否又は特約条項第4条第4項の規定により直接確認する必要がある旨を契約担当官等に通知するものとする。
- (3) 契約担当官等は、前号の規定による通知を踏まえて、別記様式第3を基準として、防衛関連企業に下請負者の保護すべき情報の取扱いの結果について通知するとともに、その写しを担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等に送付するものとする。
- (4) 前3号の規定は、防衛関連企業が契約履行後に保護すべき情報を引き続き保持し、これを当該契約の下請負者であった者に取り扱わせようとする場合について準用する。

7 保護すべき情報の第三者への開示に関する協議

- (1) 契約担当官等は、特約条項第4条第6項の規定により、防衛関連企業から協議を受けた場合は、協議の内容について、要求元に照会するものとする。
- (2) 要求元は、前号の規定による照会を受けたときは、第三者への開示について判断し、契約担当官等に回答するものとする。
- (3) 契約担当官等は、前2号の結果を踏まえて、別記様式第4を基準として、その結果を防衛関連企業に回答するものとする。

8 システムセキュリティ実装計画書の確認

- (1) 契約担当官等は、防衛関連企業が特約条項付紙第2第5項の規定によりシステムセキュリティ実装計画書の確認を届け出た場合は、装備政策部長に通知するものとする。なお、既に確認を受けたシステムセキュリティ実装計画書と同一である場合は、防衛関連企業に対し、別記様式第5を基準として届け出るよう求めるものとする。
- (2) 前号の規定による通知を受けた装備政策部長は、防衛関連企業と調整の上、システムセキュリティ実装計画書を確認し、確認が終了したときはその旨を契約担当官等に通知する。この場合において、装備政策部長は、必要な支援を担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等に求めることができる。
- (3) 前号の規定による通知を受けた契約担当官等は、別記様式第6を基準として、その旨を防衛関連企業に通知するとともに、その写しを担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等に送付するものとする。

9 事業計画の承認

- (1) 契約担当官等は、防衛関連企業が特約条項第9条に規定する事業計画を申請した場合は、装備政策部長に通知するものとする。なお、既に承認を受けた事業計画と同一である場合は、防衛関連企業に対し、別記様式第7を基準として届け出るよう求めるものとする。
- (2) 前号の規定による通知を受けた装備政策部長は、防衛関連企業と調整の上、事業計画を確認し、確認が終了したときはその旨を契約担当官等に通知する。
- (3) 前号の規定による通知を受けた契約担当官等は、防衛装備庁長官との協議を経て、別記様式第8を基準として、その結果を防衛関連企業に通知するとともに、その写しを担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等及び装備政策部長に送付するものとする。
- (4) 契約担当官等は、事業計画の進捗状況を確認するものとする。この場合において、契約担当官等は、担当の監査官に必要な支援を求めることができる。

別記様式第1（第4項関係）

文書番号
発簡年月日

（防衛関連企業）

殿

（契約担当官等）

取扱者名簿の確認について（通知）

標記について、同意する（不同意とする）旨通知します。

同意又は不同意の理由については、当該理由に不開示とすべき情報が含まれることから開示しません。

調達要求番号等：

関連文書：（契約相手方の申請文書番号）

添付書類：取扱者名簿

写送付先：地方防衛局調達部長等

別記様式第2（第6項第1号関係）

文書番号
発簡年月日

（契約担当官等）

殿

（（担当の監査官）経由）

（防衛関連企業）

下請負者に保護すべき情報を取り扱わせる申請について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり別添を添えて申請します。

記

1 取扱い先

会社名（事業者名）：

代表者名：

住所・電話番号：

業務の範囲：

2 取扱い理由

3 対象となる保護すべき情報

（1）関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号（年月日）、納期

（2）保護すべき情報のリスト

4 取扱い先の保全措置

添付書類：1 情報セキュリティ対策実施確認書

2 取扱者名簿

3 （下請負事業者における情報セキュリティ確保の確認結果を示す資料）

別記様式第3（第6項第3号関係）

文書番号
発簡年月日

（防衛関連企業）

殿

（契約担当官等）

保護すべき情報の下請負者の取扱いについて（通知）

標記について、承認する旨通知します。

※不承認の場合は

標記について、別紙の理由により不承認としますので通知します。

関連文書：（契約相手方の申請文書番号）

写送付先：地方防衛局調達部長等

別記様式第4（第7項第3号関係）

文 書 番 号

発簡年月日

（防衛関連企業）

殿

（契約担当官等）

保護すべき情報の第三者への開示について（回答）

標記について、許可します。

※不許可の場合は

標記について、別紙の理由により不許可としますので通知します。

関連文書：（契約相手方の申請文書番号が分かるもの）

別記様式第5（第8項第1号関係）

文書番号

発簡年月日

（契約担当官等）

殿

（防衛関連企業）

システムセキュリティ実装計画書の確認について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」付紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領」第2第5項の規定に基づくシステムセキュリティ実装計画書は既に確認を受けておりますので、別添のとおり届け出ます。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号(年月日)
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名(所在地)
- 6 監査対象部門(所在地)
- 7 情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順の確認通知番号(年月日)
- 8 システムセキュリティ実装計画書承認時の下記事項
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 認証番号又は契約番号(年月日)

添付書類：システムセキュリティ実装計画書に関する前回承認されたことが分かる資料

別記様式第6（第8項第3号関係）

文 書 番 号

発簡年月日

（契約相手方）

殿

（契約担当官等）

システムセキュリティ実装計画書の確認について（通知）

（申請文書番号）により申請された件について、確認しましたので通知します。

写送付先：地方防衛局調達部長等

別記様式第7（第9項第1号関係）

文書番号
発簡年月日

（契約担当官等）

殿

（防衛関連企業）

事業計画の確認について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第9条の規定に基づく事業計画は既に確認を受けておりますので、別添のとおり届け出ます。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号(年月日)
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名(所在地)
- 6 監査対象部門(所在地)
- 7 自らが保有する設備等の改修に時間を要する理由
- 8 設備等改修完了見込時期
- 9 事業計画承認時の下記事項
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 認証番号又は契約番号(年月日)

添付書類：事業計画書に関する前回承認されたことが分かる資料

別記様式第8（第9項第3号関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（防衛関連企業）

殿

（契約担当官等）

事業計画の承認について（通知）

標記について、承認する旨通知します。

※不承認の場合は

標記について、別紙の理由により不承認としますので通知します。

関連文書：（契約相手方の申請文書番号）

写送付先：地方防衛局調達部長等、装備政策部長（契約相手方の文書には記入しない。）